

## 住民監査請求の手引き

### 1 住民監査請求の意義

住民監査請求は、住民全体の利益を確保するため、地方公共団体の執行機関又は職員の違法、不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、直接住民がその是正や防止、又は損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度です。

### 2 監査請求の対象となる行為

(1) 次の財務会計上の行為と怠る事実が対象となります。

#### ア 財務会計上の行為

- (ア) 違法又は不当な公金の支出
- (イ) 違法又は不当な財産の取得、管理又は処分
- (ウ) 違法又は不当な契約の締結又は履行
- (エ) 違法又は不当な債務その他の義務の負担

#### イ 財務会計上の怠る事実

- (ア) 違法又は不当に公金の賦課徴収を怠る事実
- (イ) 違法又は不当に財産の管理を怠る事実

(2) 請求の期限

アの各行為について、当該行為があった日から1年以上経過している場合には、原則として、住民監査請求をすることができません。ただし、正当な理由がある場合は、この限りではありません。イの各項目については当該日から1年を経過していても請求をすることができます。

(3) 事実証明書の添付

監査請求をするときは、違法、不当な財務会計上の行為又は怠る事実を証明するための証拠書類の添付が必要となります。

### 3 住民監査請求の請求対象者

財務会計上の行為を行った、又は怠っている事実があると請求人が認める市長、委員会若しくは委員及び職員です。

### 4 監査の請求権者

稲敷市に住所を有する個人及び団体です。

### 5 請求

次頁の請求書に事実証明書を添付し、監査委員事務局に提出してください。

様式

## 稲敷市職員措置請求書

(請求の対象とする執行機関・職員)に関する措置請求の要旨

### 1 請求の要旨

(次の事項について、できるだけ具体的に記載してください。)

(1) 誰が(請求の対象職員)

(2) いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか。

(3) その行為は、どのような理由で違法または不当なのか。

(4) その結果どのような損害が市に生じているか。

(5) どのような措置を請求するのか。

(6) 財務会計上の行為から1年経過後に請求する場合は、その正当な理由。

### 2 請求人

住 所  
職 業  
氏 名

上記のとおり地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

令和 年 月 日

稲敷市監査委員 (あて)